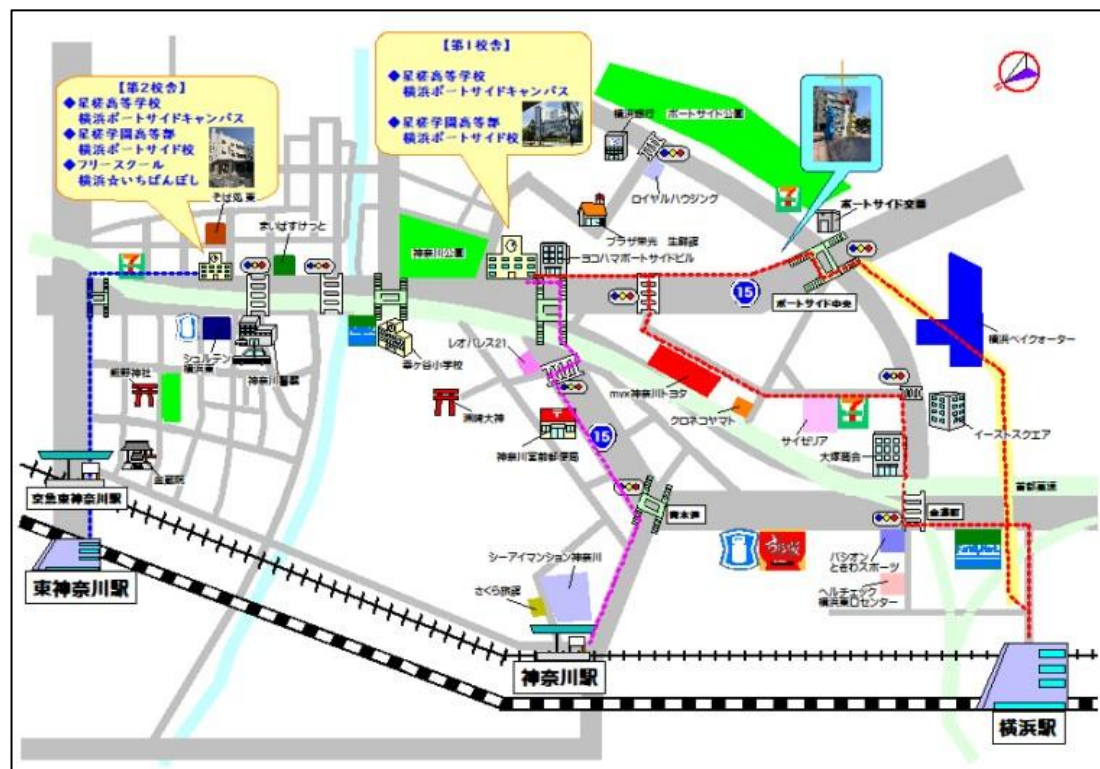


【アクセスマップ】

星槎学園高等部横浜ポートサイド校



■ 住所

【第1校舎】

〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町 8-4 プラザ栄光ビル 6F

【第2校舎】

〒221-0045 神奈川県横浜市神奈川区神奈川 2-9-1 アシストビル

■ お問い合わせ

TEL 045-451-6751 FAX 045-451-6755

E-mail seisagakuen_yps@seisa.ed.jp

ホームページアドレス <https://seisagakuen.jp/yps/>

■ 最寄りの交通機関

【第1校舎】

「横浜駅」きた東口 A 出口から徒歩約 10 分

【第2校舎】

「東神奈川駅」から徒歩約 5 分

詳細は、下記担当までお問い合わせください。

担当： 福田・小川

2025 年度

募集概要

【転入・編入学生用】

共に学び共に感動する「共感理解教育」実践校



星槎学園高等部

横浜ポートサイド校

神奈川県教育委員会指定 技能教育施設

生徒募集概要

■ 学校概要

高 校 名	星槎学園高等部横浜ポートサイド校
所 在 地	神奈川県教育委員会指定 技能教育施設【共学】 【第1校舎】〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町 8-4 プラザ栄光ビル 6F 【第2校舎】〒221-0045 神奈川県横浜市神奈川区神奈川 2-9-1 アシストビル TEL 045-451-6751 FAX 045-451-6755 E-mail seisagakuen_yps@seisa.ed.jp
入学資格	① 本校の建学の精神に共感し、3つの約束【人を認める・人を排除しない・仲間をつくる】を理解すると共に、共生社会の実現を目指し、学校生活を送る意志を有する生徒 ② 高等学校在籍生徒（転入学者） ③ 高等学校中途退学生徒（編入学者） ④ 本人が学校説明会・学校見学・入学相談に参加した生徒

■ 募集定員

転入学生 編入学生	若干名
--------------	-----

■ 出願手続

	提出書類	転入	編入	留意事項
①	入学願書・受験票・写真4枚（2枚は貼付）	○	○	
②	選考料振込控（選考料：25,000円）	○	○	入学願書の裏面に貼付
③	単位修得証明書	○		在籍高等学校にて作成
④	在学証明書	○		在籍高等学校にて作成
⑤	転学照会状 ※星槎高等学校長宛	○		在籍高等学校にて作成
⑥	調査書（本校の所定用紙）	○	○	在(前)籍高等学校にて作成

■ 出願方法

特定記録にて郵送、もしくは受験会場窓口へ持参。
※窓口受付時間：10：00～16：00（日曜・祝祭日は除く）

■ 入学試験

会場：星槎学園高等部横浜ポートサイド校

内容：面接[本人・保護者]（日時は願書提出時にお知らせします）

■ 入学試験日程

- ◆ 日時は願書提出時にお知らせします。
- ◆ 合格発表は郵送にて行います。（合格者には入学手続き書類を同封いたします。）
- ◆ 入学書類受付は、日曜・祝祭日を除く10:00～16:00となります。
- ◆ 提出書類および納入された学費につきましては、返還いたしませんので予めご了承ください。

■ 学費

	1年次	2年次	3年次
授業料(星槎高校連携費含)	799,000円	799,000円	784,000円
施設設備費	210,000円	210,000円	210,000円
傷害保険	5,000円	5,000円	5,000円
副教材費	28,000円	12,000円	16,000円
研修旅行費・卒業準備金	162,000円	174,000円	186,000円
活動費	30,000円	30,000円	30,000円
生徒会費	6,000円	6,000円	6,000円
保護者会費	5,000円	5,000円	5,000円
合計	1,245,000円	1,241,000円	1,242,000円

※入学決定後、必要な方には別途指定のタブレットを購入して頂きます。
※転入・編入の時期により金額が変わります。

■ 学費納入方法

入学手続き費用	入学金：260,000円(転入学・編入学)、 施設設備費：210,000円（毎年徴収）、傷害保険：5,000円 ※手続き期間に納入
授業料・その他	【転入学生・編入学生】入学手続き金と一緒に納入

■ 高等学校等就学支援金について

ご家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。
ご利用のためには、学校を通しての申請が必要です。日本国内に住所を有する方が対象です。
支給額は家計の状況に応じて変わります。

※【算定式】保護者の課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市は調整控除額の3/4）
が304,200円以上の方（年収目安約910万円以上の方）は受給対象とはなりません。

※横浜市、川崎市、相模原市は政令指定都市です。

※これまでの高等学校等への在籍期間・履修単位数によっては受給の対象とならない場合があります。

※就学支援金とは別に、神奈川県・東京都の『授業料補助制度』『入学金補助制度』を利用することができます。
（年収目安約910万円未満の方）